

●第3回策定委員会 意見対応表

No.	発言者	第3回資料	修正後資料	意見・指摘事項	対応方針
1	A 委員	第4章 P84	第4章 P57	・実施主体について、防災拠点は県が必要か。また、幹線道路、緊急輸送道路は県も実施主体となるのでは。	・防災拠点から県を削除しないこととした。 ・幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備には県を実施主体として追加した。
2	B 委員	第4章 P82~86	第4章 P56~59 P60	・対策は市域全体を対象としているか。 ・リスクと対策の対応関係がわかりにくい。	・主な実施地域・箇所を記載することで、各対策の位置付けを改めて整理した。防災部局との調整踏まえ、あらゆるリスク・箇所が関連してくるため全地域などの表現が多くなっている。
3		第4章 P71~76	第4章 P45~50	・図のタイトル中の（）について、想定最大規模のみの記載となっている箇所もあり、わかりづらい。洪水・高潮のどの規模が対象かわかりやすく表現してもらいたい。	・図のタイトルについて、洪水・高潮について詳しく記載をするよう修正した。
4	C 委員	第4章 P85	—	・避難の場所として、小学校よりも商業施設に避難した方が近いし、便利と考えている。そのような利用について、市として何か考えはあるか。	・各民間団体との防災協定がホームページで確認できる。 ・P58 3-3 に方針を示しております。
5	副委員長	第4章 P84、85	第4章 P57、58	・避難所を整備することはソフトなのかハードなのか。表現が混乱するのでは。	・ソフト対策の方は「避難所の環境整備」として改める。
6	委員長	第4章 P84、85	—	・避難所について、最新の基準になっているか確認していただきたい。	・スフィア基準は満たしておらず、大きな課題であると認識している。
7	副委員長	第4章 P85	第4章 P58、59	・短期での実施が明確にされていないが、ソフト対策こそ短期で取り組むべきではないか。	・現在も実施している事項であるため、継続実施とした。特に3-3の取組については短期で検討・協議をしていくこととした。
8	D 委員	第5章 P104、108	第5章 P79、83	・子育て機能について、病児病後児保育施設ができるため記載いただきたい。	・文化交流拠点（文化の丘）にプロットされているほか、都市機能として記載をしている。法的な位置付けとしては「子ども・子育て支援法第59条第11号の規定に基づく病児保育事業を実施する施設」となる。

No.	発言者	第 3 回 資料	修正後 資料	意見・指摘事項	対応方針
9	B 委員	第 5 章 P100~107	第 5 章 P75~82	・用途地域の色が分かりづらい。	・図郭に存在しない用途地域は凡例に表示しないこととするなどわかりやすくする工夫を行った。
10	B 委員	第 5 章 P102	第 5 章 P87	・誘導施設に位置付けられているもので、用途地域によっては立たないものもある。注釈を入れていただければ。	・商業施設について用途制限に関する注釈を入れた。
11	委員長	第 5 章 P96	第 5 章 P71	・居住誘導区域について、3 mを除くとあるが、実際にどこが除かれているか図上で示していただきたい。	・居住誘導区域の設定図に浸水深 3 mの範囲を加えた。
12	E 委員	第 5 章 誘導施設	第 5 章 P85	・誘導施設に業務施設を位置付けられるようになるため、確認いただきたい。	・引き続き法改正の状況を踏まえつつ検討を行う。 ・オフィスなどは含まないという注釈は削除をした。